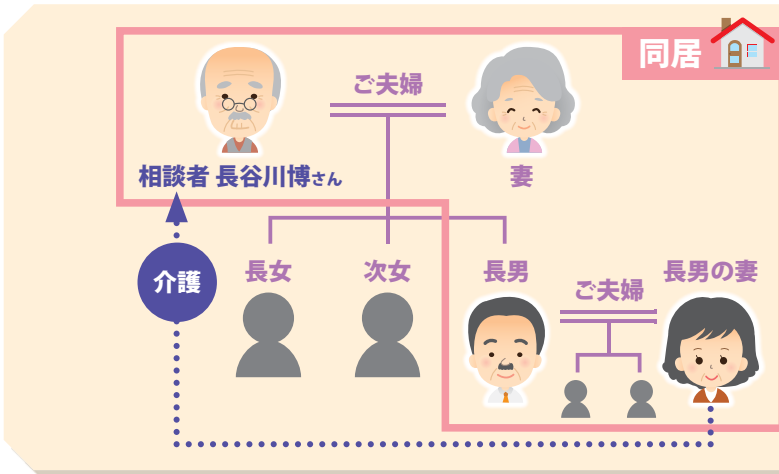


第5回 子夫婦と同居している

書かなきゃ損する？

税理士
中田 真希子の
遺言講座



■ 相談者・長谷川博さんの相続人
妻・長女・次女・長男

～ 今回のご相談者・長谷川博さんはご自身の相続を気にされているようです ～

長谷川さん



Q. 私は足が悪くて…。一緒に住んでいる長男のお嫁さんがよく面倒を見てくれるんだ。だから、私の相続が発生した時に長男の取り分が法定相続分だけじゃ申し訳ない気がするなあ。でも寄与分があるから長男が多くもらえるのだろう？

中田税理士



A. 残念ながら相続人以外の人による貢献には寄与分は発生しません。もし相続人であっても、介護については寄与分が認められないケースが多いようです。

相続が発生し相続人が複数いる場合は、民法で法定相続分が定められています。しかし、被相続人の財産の増加や維持に貢献した相続人に対してその功績が認められた場合、他の相続人よりも多く相続できることがあります。これを「寄与分」といいます。

寄与分が認められるには「特別の寄与」であることが必要です。現行の制度では、親子や夫婦間での介護については、扶養義務として当然という考え方もあり、寄与分が認められることは困難です。なお、寄与分について相続人間の話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所の調停や審判で額を決めてもらうことになります。

長谷川さん



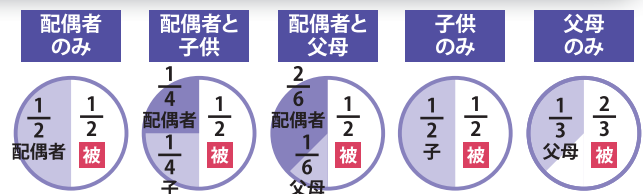
Q. できることなら長男のお嫁さんに感謝の気持ちを伝えたいのだけれど、どうしたらいいだろうか。もし感謝の気持ちとして長男に多く財産を残すとしたら、どの程度が良いだろう？

中田税理士



A. 遺言を書けば、お気持ちのままに財産を分けることができます。割合については、事情を分かっている長谷川様ご自身がお決めになるのが皆様ご納得しやすいのではないのでしょうか。ただし、遺留分を侵害しないことをおすすめします。

「遺留分」とは、民法で定められた一定の相続人が最低限相続できる財産の割合のことをいいます。「一定の相続人」とは、被相続人の兄弟姉妹以外の法定相続人である配偶者・子・親です。遺留分が侵害された場合、「遺留分減殺請求」によって遺留分を取り戻すことができます。具体的には内容証明郵便などを利用する方法が一般的です。



被 被相続人が自分の意思で自由に処分できる割合

中田税理士



遺言を使えば、法定相続人ではない人へ財産を残すこともできます。今回のケースのように介護でお世話になった等、感謝の気持ちを伝えたい人がいる場合は、遺言の作成を考えてみてはいかがでしょうか。